

(問10)本県の動物愛護管理に関する意見への対応方針

1 飼い主責任、飼い主への教育・指導に関する意見

No	意見概要	県の対応方針
1	飼い主の「命を預る」という責任を最後まで全うさせるような指導が必要。	動物の愛護及び管理に関する法律(以下、動物愛護管理法という。)第7条第4項において、動物の所有者又は占有者の責務等として、終生飼養に努めなければならないと規定されています。県では、終生飼養を含め飼い主の責任について周知・指導を行っていきます。
2	動物を飼育する場合は終身飼育する事を条例で制定するべき。	
3	いろいろ問題も多いペットの管理。責任は重大。	動物の飼い主は、その社会的責任を十分自覚して、適正な飼養に努めなければなりません。県では、動物愛護管理法や鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例(以下、県動物愛護条例という。)等に規定されている飼い主の責務や遵守事項が徹底されるよう周知・指導を行っていきます。
4	飼い主のマナー	
5	飼い主の責任を問われるようにすべき。	
6	飼う時の責務事項があっても良いのではないかな。	
7	動物には罪がないが、隣近所の関係があり、苦情が言い出しにくい。	
8	犬や猫が適切な環境で幸せに過ごせるためには飼い主への教育が必要。	
9	散歩や食事など大変なので、県もその点を憂慮しながら進めてほしい。	
10	「動物愛護管理」を推進し、動物を大切に育むと共に、飼い主が責任を果たすよう指導し、飼い主のいない動物を発生させないようにする。	令和元年6月の動物愛護管理法の改正により、犬又は猫の所有者は、動物がみだりに繁殖し、適正な飼養が困難となるおそれがある場合は、不妊去勢手術等の繁殖制限措置を行うことが義務化されました。県では、飼い主のいない猫の数を減らすとともに、周辺の生活環境を保全するため、猫の飼い主に対して繁殖制限措置を行うことや、室内飼養に努めることについて周知・徹底を図ります。
11	飼い主のいない猫を増やさないために、飼い主のモラル(室内飼養、不妊去勢の実施)は凄いい大事だと思います。	
12	近年、犬猫の収容件数は減少しており、県の取り組みは適切だと思う。犬猫の飼育ではまだ問題点があり、特に外で放し飼いの猫は近隣トラブルの原因になるため踏み込んだ対策が必要。	
13	以前に比べて野良猫の数は減ったようだが いまだに外に放す飼い主がいる。田舎の方や年配の方が多気がするので、さらに殺処分0を目指し啓発活動をお願いしたい。	
14	確かに20年前に比べて野良猫は減少した感がある。しかし、飼い猫でも飼い主のマナーが無く我が家の周辺でフンをして困っている現状がある。	
15	犬の飼い主が散歩させている際に、糞を始末せず道路、土手道など未だに糞をさせっぱなしにしていることを散見する。飼い主への啓蒙、教育の充実が必要ではないかな。	県動物愛護条例に定めている動物の飼い主の遵守事項が徹底されるよう、広く普及啓発していきます。
16	犬を散歩させている途中に、電柱や塀に糞や尿をさせている場面をよく見かける。飼い主に指導講習を定期的開催するとか、訪問指導員や巡回監視員を設けるとか、何らかの罰を設けるとか、効果的な対策を実行してほしい。	【犬の飼い主の遵守事項】(一部抜粋) ・係留して飼育又は囲いの中で飼育すること ・飼い犬が公共の場所又は他人の土地、建物等にふんをしたときは、直ちに当該ふんをこれらの場所等から除去し、持ち帰ること
17	安易に飼おうとしている飼い主が多いのではないかな。散歩等マナーのなっていない人もおり、飼い主への教育が重要。	なお、飼い犬のフンの放置禁止については、県内の9市町村(鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、八頭町、湯梨浜町、琴浦町、日吉津村)が「環境美化に関する条例(ポイ捨て等禁止条例など)」において規制しており、一部の市町村では罰則を規定しています。
18	飼い主に対してモラルを徹底させる。フンの後始末を徹底してもらう。犬や猫を放し飼いさせない。犬が吠えない飼い方を指導してほしい。人を見たら吠えてくる	
19	犬の散歩中に、外で排泄させて、そのままにして持ち帰らない飼い主が居るため、取り締まってほしい。	
20	動物が不用意に増えてしまうことのないよう責任を持って飼って欲しい。費用補助がないと対策しないような人は飼えない仕組みにして欲しい。	令和元年6月の動物愛護管理法の改正により、犬又は猫の所有者は、動物がみだりに繁殖し、適正な飼養が困難となるおそれがある場合は、不妊去勢手術等の繁殖制限措置を行うことが義務化されました。このことについて、広く県民の皆様にも周知していきます。
21	数を増やすぎないように避妊費用を無料化してほしい。	
22	動物虐待は、犯罪への入り口と言われているようにもっと厳格化して飼い主に責任を持たせるようにするべき。	令和元年6月の動物愛護管理法の改正により、動物の殺傷、虐待、遺棄に対する罰則が引き上げられました。県では、動物虐待等の通報窓口を広く周知するとともに、虐待等の疑い事案が発生した場合には、警察等と連携して、飼い主への指導を行います。
23	飼えないからと無責任な理由で保健所に持ち込む人には適正な罰則を科してほしい。	飼い主からの犬及び猫の引取りは、あらかじめ面談等により事情をお聞きした上で、やむを得ないと判断される場合に限り行います。引越して飼えなくなった等の飼い主の都合による引取り依頼は、原則としてお断りしています。
24	猫は、飼い猫か野良猫か判別がつかない。猫も飼う時何らかの形で判別できるようにしてもらいたい。	飼い主の責務の1つとして、所有明示措置の徹底について普及啓発に努めます。

## 2 動物の販売、ペット飼育の規制に関する意見

No	意見概要	県の対応方針
25	ペットショップでの販売する場合には(個人で譲る場合も含む)、ICチップを導入していけば管理でき、逃げ出したり捨てたりということが減ると思う。	動物愛護管理法の改正により、令和4年6月1日から、犬猫等販売業者については、取得した犬又は猫への個体識別のためのマイクロチップの装着が義務付けられ、一般の飼い主等についても所有する犬又は猫へのマイクロチップ装着の努力義務が課せられます。県では、法改正内容について広く周知するとともに、マイクロチップの装着について普及啓発に努めます。
26	鳥取県に限らず、飼い主の都合で捨てられる事がないように全てのペットが誰がどこから買った・貰い受けたのかわかるようになれば捨てられても、最低限捨てた人間の処分はできると思う。	また、動物の遺棄については、犯罪であることを広く周知するとともに、遺棄事案が発生した際には警察等と連携して迅速な対応に努めます。
27	ペットショップで動物を買うという仕組みを変えた方がいいと思う。ペットショップが悪いわけではないが、動物(命)を買うことのハードルが低すぎる気がする。行政に登録をしたブリーダーさんのみから動物を買う。買った人はきちんと記録され追跡できるようになったらいいと思う。	動物の取扱業(販売、保管、貸出し、訓練、展示等)を行う場合は、動物愛護管理法第10条第1項の規定に基づき、事前に事業所の所在地を管轄する自治体への登録が必要です。また、動物販売業者等については、取り扱う動物に関する事項(販売記録を含む)を記載した帳簿を備付け、5年間保管することが義務付けられています。
28	過剰な愛護管理よりも、売買についてきちんと行政が指導することが大事だと思う。売る側も買う側も、命を扱ってるという気が薄いのではないか。	令和元年6月の動物愛護管理法の改正により、動物取扱業者に対する規制が強化されたことを踏まえ、動物取扱業者に対して法改正内容を周知するとともに、立入検査等による指導を行い、動物取扱業のより一層の適正化を図ります。
29	「かわいい」という面しか見ていない衝動的な購入が減ると、目標数値の達成にも近づけるかもしれない。もし愛護精神や現状の問題提起の啓発等の冊子をつくるのなら、ペットショップで手渡してほしいと思う。自分の行動が、どのような形で現実の問題に繋がっているか、そういうことを小さい頃から知ることが出来る環境をぜひ作ってほしい。	また、動物を安易に購入し、飼育放棄や遺棄につながることはないよう、県では、動物販売業者による販売の際の事前説明(動物の適正な飼養のために必要な情報の提供)の徹底を図るとともに、ペットフード販売店等に協力を依頼し、啓発冊子等を用いて適正飼養について周知します。
30	ペットを購入する人には厳しい審査事項を設けるよう条例が必要。さらに言えば、ペットショップをなくし、適正な所での厳しい審査のもとでしか譲渡できないようにするのが望ましい。	現時点で、ペット購入時の審査事項について条例に規定することは検討していませんが、動物を安易に購入することのないよう、動物を飼育する上での飼い主の責任、適正飼養のあり方、必要な費用などについて啓発冊子等を用いて周知・啓発に努めます。
31	県として飼育されている動物を把握する。	犬については、狂犬病予防法に基づき、お住いの市町村での登録が義務付けられており、県内の飼育頭数を把握しています。しかし、猫については、登録義務がなく正確な飼育頭数は把握していません。近年、犬猫の多頭飼育崩壊の問題が全国的な課題となっていることから、福祉関係部局等と連携して、飼育崩壊に至る前に多頭飼育者を早期に把握する体制について検討を進めます。
32	行き場のないペットが発生する真因は飼い主の無責任さにある。ペットを育てることを放棄する行為は、すなわち命を奪うことであり、自分の責任で屠殺するならまだしも、捨ててしまう飼い主は動物が死ぬ姿を見たくないだけのわがままなエゴイストである。よってペットを飼うことを登録や資格制度にすることが必要だと思う。	犬については、狂犬病予防法に基づき、お住いの市町村での登録が義務付けられています。一方、猫については、登録や届出の制度はなく、現時点で、猫の飼育に関する登録や届出制度を創設することは検討していません。動物の適正な飼養を推進するためには、飼い主に対する教育が重要であり、飼い主は、社会的責任を十分自覚し、鳴き声、ふん尿等による近隣への迷惑防止を含め適正な飼養に努めなければならないとされています。県では、動物愛護管理法や県動物愛護条例等に規定されている飼い主の責務や遵守事項が徹底されるよう周知・指導を行っていきます。
33	ペット等の動物飼育を許可制もしくは届け出制にした上で処々の施策を行う。飼育方法等を規定した上で、違反した場合の個人の責任および罰則も規定する。 ペットショップでの動物取引では、ペットショップの責任で購入者の本人確認を行ったうえで、市町村に売買の内容を届出し、違反した場合のペットショップへの罰則も規定する。 県の施策案は、ペット等を飼育していない者にとってはペットを飼育したいという個人の趣味により迷惑を被ることを前提としたものである。ペット等の飼育そのものに問題があるのであれば、対処療法ではなく、根本を絶つことが重要である。 対処療法を永遠に繰り返すのでしょうか。	
34	野良犬や野良猫がゼロになるよう、動物を飼う人は役所に届け出を出すようにしたい。最後までのようにしたか(火葬したとか)報告義務を設けたら、安易に無責任に動物を買わなくなると思う。動物を飼う人に税金を課し、徴収した税金を野良犬や野良猫の保護費用に充ててほしい。	

### 3 広報、普及啓発、教育に関する意見

No	意見概要	県の対応方針	
35	施策、方向性を周知して無いに等しい。	動物愛護管理に関する施策等については、ポスターやリーフレットの配布や、マスメディアを利用した広報、県ホームページでの情報提供など、様々な媒体を活用して普及啓発に努めます。	
36	あまり、真剣に取り組んでいないように見える。		
37	鳥取県の広報CM(アニメでおじいさんが「だらず！車道に雪を出しちゃいけん」と言ったり医療機関の適正受診の啓発をしてる)は方言で親しみやすく、記憶に残りやすいのでそのシリーズで周知、啓発してほしい。		
38	日野川に設置されたドッグランなど、ペットをもつ市民に対する取り組みも印象よく感じますが、いずれの施策も告知が十分でなく、人づてに聞く状態。予算をかけて行っても、広く周知しなければ対費用効果は感じられないのでは。		
39	動物を飼う事のメリットを、もっとPRして欲しい。		動物を飼育する上でのメリットだけでなく、飼い主の責任や留意すべき事項について、普及啓発に努めます。
40	動物虐待は法律で罰せられることを教育現場でも理解させたい。青少年の性犯罪は動物虐待からエスカレートすることも多いので道徳の時間などで、動物愛護法を教える機会があればと思う。		動物愛護精神の普及啓発に関する施策として、学校等において「ふれあい教室」や「いのちの授業」を開催するなど普及啓発の取組を推進します。また、学校飼育動物の適正飼養についても周知徹底を図ります。
41	各小学校にまわって子どもたちに動物のいのちについて伝えてほしい。学校飼育動物の飼育環境を改善してほしい。		
42	教育を通して動物愛護の大切さ、並びに殺傷処分される動物の現状などを教えて欲しい。安易に動物を飼うことをしないようにして欲しい。		
43	子供達に悲しい現状を含めて啓発してほしい。		
44	動物愛護精神の普及啓発に関する施策として小学校や幼稚園等における啓発活動(動物とのふれあい教室など)は特に力を入れて欲しい。近年、共働き家庭が多く、子どもの「孤独感」をととても心配している。学校でのいじめによる不登校や引きこもり、自殺する子供たちが増えている社会をととても悲しく思う。動物愛護の活動を通して、生き物すべてに対する優しさや愛情を育むことができることを心から願う。		
45	県民のすべての年代での教育が必要。	県民の幅広い層に対して動物愛護管理施策への自主的な参画を促していくため、学校、地域、家庭等の様々な場面で見聞きするような普及啓発活動を推進します。	
46	動物がコロナに感染する事例もあったと聞かすが、どのように検査や対応をするのか疑問点が多く、県からの正しい情報提供が望まれる。	動物の新型コロナウイルスに関する情報について、県ホームページでの情報発信に努めます。	
47	保護している犬猫の情報をどんどん発信するべきだと思う。殺処分等の現状を知らない人が多いと思うのでこちらも情報を発信するべき。	県が収容した犬猫の情報や、殺処分数などの犬猫の統計データについては、県ホームページで情報を発信しています。	

### 4 譲渡に関する意見

No	意見概要	県の対応方針
48	TwitterなどのSNSを利用して広く引き取り手を探す。	県ホームページにおける譲渡募集については、動画を活用するなどわかりやすい内容になるよう改善に努めます。
49	鳥取市が譲渡募集しているユーチューブの猫を見た。とてもかわいらしく、どんな猫がいてどんな感じなのか分かりやすく良いと思った。もっとアピールしたらいいと思う。	
50	鳥取県のホームページが使いづらい。犬猫の保護状況や譲渡時の手続きについてわかりやすくしてほしい。	県動物愛護センター(人と動物の未来センター・アミティエ)と連携した動物愛護に関するイベント開催や、譲渡ボランティア、関係団体等と連携した譲渡会の開催など、譲渡促進の取組を進めます。
51	ボランティアさんばかりに任せるのではなく、もっと譲渡会やふれあいイベント、動物達を生かせる施設を作ってほしい。	
52	譲渡の場所がもっとあればよい。基本、鳥取県民は犬や猫が好きだと思うので、殺処分とかには抵抗がある。	
53	譲渡会等の情報が少ないと感じる。市報やポスターだけでなく、メディア等幅広く知らせてほしい。	
54	里親探しや譲渡会など動物愛護に関連するイベントは、役場などで開催し、もう少し行政との関わりを持たせて、住民に見える形態を作ったらどうか。	

5 飼い主のいない犬・猫対策に関する意見

No	意見概要	県の対応方針
55	家の物置に野良猫が子どもを産んでいた場合、どこに連絡し、どのように対応すればよいのか。	飼い主のいない子猫については、子猫の健康状態やその場の状況をお聞きした上で、保健所で引取りするかどうかを判断します。子猫が衰弱して動けない場合や、負傷している場合は保健所で保護しますので、各地域の保健所(鳥取市保健所、中部又は西部総合事務所生活環境局)にお問合せ下さい。
56	飼い主のいない動物を見つけたときの連絡先がわからない。	各地域の保健所(鳥取市保健所、中部又は西部総合事務所生活環境局)にお問合せ下さい。
57	野良猫の被害に悩んでいる。飼い猫を放し飼いにしている家庭が多いこと、野良猫に餌をやる方も良く見かける。それらが野良猫の繁殖につながっていると感じる。特に年配の方が放し飼いや餌やりを悪いと思っておられない印象を受けるため、個別に指導するなど正しい知識を広める活動も並行してほしい。	県に收容される動物の約7割を猫が占めており、飼い主不明の子猫の割合が多い状況にあります。また、猫へのエサやりや、ふん尿・臭気などの苦情が多く寄せられており、地域の生活環境が損なわれるなどの迷惑問題が顕在化しています。県では、これらの現状を踏まえ、猫の飼い主に対して、不妊去勢手術の実施、室内飼養、所有明示などの適正飼養について普及啓発に取り組むとともに、飼い主のいない猫対策として、無責任なエサやり行為が望ましくないことの周知と併せて、市町村と連携したTNR活動や地域猫活動への支援に取り組みます。
58	犬・猫の保護も大切であるが、猫がうるさく鳴いたりゴミをあさるなど生活に与える被害を防止することの方が大切だと思うので、動物愛護の観点からの数値目標よりも社会生活の迷惑防止の観点から数値目標達成に注力してほしい。	TNR活動とは、野良猫を捕獲して(Trap)、不妊去勢手術を行い(Neuter)、元の場所に戻す(Return)活動のこと。地域猫活動とは、地域住民が主体となり、TNRと同時に飼い主のいない猫への給餌やトイレを共同管理する活動のこと。
59	「野良猫にエサを与えること」に対して、「責任をもって飼わない猫にはエサを与えない」など何か決まりがあると、エサやりを思いとどまる人もいるのではないかと思う。好きな人はかわいがってエサを与えますが、近隣は糞のことで困る。このことに対して対策はあるか。	
60	野良猫の問題について、餌を与えたとどんな将来に繋がるのか、放し飼いの結果が自分の問題としてどう影響してくるのか。現状をいかに「自分事」として受け止めてもらえるか、そういう広報活動ができれば解決の糸口がつかめるのかもしれない。動物を飼育していないから関係ないと思っている人の近所にも野良猫はいると思う。そういう人に向けても、できることがある(救える命がある)ということをもっと伝えて欲しい。	
61	地域の理解を得られない餌やり活動はやめてほしい。餌をやる人を市役所等でしっかり指導してほしい。	
62	特に猫は、ごみ場を荒らしたり、自宅での飼育義務を放棄する家庭があり、糞の公害は環境衛生上からも極めて大きな問題と思う。	
63	不妊去勢手術がされていない野良猫に餌付けをすることでかわいそうな子猫が増える問題について、周知してほしい。	
64	野良猫の不妊去勢手術をせずに無責任にエサをあげる人が多い。エサやりをする人の意識を変えるよう啓発・催しをすることが大事。	
65	野良猫が非常に沢山いて困っている。	
66	理由はわからないが、野良猫にエサをやりやりに車で乗りつけてくる人がいる。それは動物愛護といえるのか。	
67	飼い主のいない動物たちを適切に保護し、地域住民の迷惑とならない、地域の衛生も守るという業務を行政で請け負ってほしい。去勢していない猫が産出し、事故や病死で亡くなった子猫を20年度2匹みかけた。また、糞便などの被害を受け、苦情を言っている声も耳にする。補助があろうとも、自身が捕獲し去勢手術へ同行できる方はめったにいない。沖縄ではマムシを捕獲して持って行くとお金がもらえる。行政で対応できないならば、そのようなことがあっても良いのかもしれない。	飼い主のいない猫(野良猫)については、積極的な捕獲や引取りは行っていません。地域の生活環境保全の観点から、地元市町村と連携して、TNR活動や地域猫活動の普及啓発や不妊去勢手術費の補助を行うなど、支援の取組を進めます。
68	命の重さは人間であれ、動物であれ同じはず。野良猫も懸命に生きている。それを人間の都合で好き勝手に「処分」してしまうのは人間のおごりだと思う。以前は自由猫がいても問題にはならなかったしそんな町こそ優しさに溢れていた。何故処分することに重きを置くのか。子どもたちに命の大切さを教えることも必要だと感じる。	飼い主のいない猫(野良猫)については、積極的な捕獲や引取りは行っていません。地域住民が主体となり、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行った上で、適切に管理する地域猫活動を推進することで、人と猫が共生する社会の実現を目指します。野良犬については、狂犬病予防法に基づき、県が捕獲・收容しており、譲渡適性を判断した上で、譲渡促進に努めます。
69	そもそも野生動物と共存しないという考えがおかしいと感じる。野良犬や猫のいない環境を良しとする考えは一部人間の勝手なもので、本来の姿ではない気がする。動物を人間以下とし、捕まえて殺処分するのは人間のエゴに他ならない。本能で生きている動物達に対し、悪さをするから云々の理由で処分するのはお門違いだ。まずその考えから正していく活動をして欲しい。	
70	野犬を一匹残らず捕獲駆除するのは、イノシシなどの害獣が人里に進出する原因の一つとなっている。害獣の天敵であったオオカミがなくなり、野犬が完全に駆除されて、害獣が農地や農作物、さらに住人にまで被害を及ぼす状況となった。野犬駆除はほどほどにとどめるべきだ。	野良犬については、狂犬病予防法に基づき、県が捕獲・收容しており、譲渡適性を判断した上で、譲渡促進に努めます。

71	殺処分を実施していながら、動物愛護管理という名称は如何なものか。単純に動物管理でいいのではと考える。 また、県内に、猫や犬が自由に住める、野生の動物園的な発想は出来ないのか、検討して欲しい。	致死処分については、動物福祉の観点から安楽死すべき事例(予後不良の病気など)を除き、最終目標ゼロを目指します。また、人と動物の調和のとれた共生社会の実現を目指した様々な施策を推進していきます。
72	野良猫のノミの被害に家族が悩まされ、総合事務所から猫の嫌な音を出す機会を借りたところ、とても効果があり感謝している。	御意見ありがとうございます。 引き続き、各保健所において猫の捕獲器等の貸出しなど支援を行っていきます。

## 6 動物保護団体、ボランティアに関する意見

No	意見概要	県の対応方針
73	動物ボランティアをもっと大々的に募集するのはどうか。	県では、譲渡ボランティア制度を設け、ボランティアと連携して保護動物の譲渡促進に取り組んでいます。譲渡ボランティア制度の周知と併せて、広く募集を行います。
74	鳥取県にも、動物愛護団体があると思うが、全てをこの団体に託せるわけにはいかないで、手厚い保護をすみずみで実現するのは大変である。	県から譲渡ボランティアに譲渡した動物の治療費や譲渡会の開催に係る経費等について補助する制度を設けており、引き続き、ボランティア活動を支援していきます。
75	動物の保護について取り組んでいる民間の事業者に対して助成を行ってほしい。	
76	譲渡ボランティア活動への支援制度の創設に重点をおき、殺傷する動物が0になるといいと思う。	
77	捕獲保護ボランティアが活動しやすいようにする条例が必要。	
78	動物保護を行っている団体のデータベース化。	県に登録されている譲渡ボランティアについて、各ボランティアの意向も踏まえ、ホームページ等での公表について検討します。
79	動物愛護団体の活動(保健所の保護動物についてFacebookなどで情報発信)があつてこそ、県民が保健所へ向かい、保護動物を引き取りたいと思うのではないか。動物愛護団体の活動を前向きに受入れて、計画の目標値を達成してほしい。	動物愛護管理施策を推進していくためには、動物愛護団体、ボランティア、関係団体等との連携が重要です。動物愛護団体との意見交換を行い、より一層の連携・協働に取り組みます。

## 7 狂犬病予防に関する意見

No	意見概要	県の対応方針
80	狂犬病予防接種や不妊去勢手術費用の支援(5割)が必要。	狂犬病予防法に基づき、犬の飼い主は、所有する犬に年1回の狂犬病予防注射を受けさせ、交付された注射済票を犬の首輪等に着けることが義務付けられています。県では、市町村や獣医師会と連携して県民への広報を行うなど、狂犬病予防注射接種率の向上に努めます。
81	狂犬病予防接種率74%は低すぎる。 早急に接種率を向上させる施策が必要。	
82	近所の住民が飼い犬に咬まれた際に予防接種しているか確認する騒ぎがあつた。外出時は首輪等に狂犬病予防注射済票が着けてあれば緊急時対応ができる。	

## 8 その他の意見

No	意見概要	県の対応方針
83	倉吉アミティエのような動物を大事に生かすための施設があればよい。	引き続き、人と動物の未来センター・アミティエ(鳥取県動物愛護センター)と連携し、収容動物の譲渡促進に取り組むとともに、ペットの入手先として県や動物愛護センター等の保護収容施設が認知されるよう、普及啓発していきます。
84	アミティエの取組が素晴らしい。保健所での収容ではなく、アミティエのような形で保護されるのがスタンダードになればよい。譲渡希望者への教育機会もあり、ペットを飼う前の心構えを問うことで飼育放棄を減らすことにつながるだろうと思う。さらにアミティエがもっと知られて、ペットを飼いたいと考えている人が、まず収容されている猫や犬を第一選択として考えるのが当たり前の世の中になればと思う。	
85	動物を飼いやすいような環境作り、補助。	人と動物が共生する社会を実現するためには、全ての動物の飼い主がその社会的責任を十分に自覚し、鳴き声、ふん尿等による迷惑を含め、人の生命、身体又は財産の侵害や生活環境の保全上の支障を防止する必要があります。
86	鳥取にはペットOKの賃貸物件が少ない	県では、動物愛護管理法や県動物愛護条例等に規定されている飼い主の責務や遵守事項が徹底されるよう周知・指導を行うとともに、ペットと共存する環境づくりについて取組を進めています。
87	コロナ禍で動物にかけるお金は無い。予算削減をして欲しい。	動物愛護管理行政は、動物の愛護に関する施策(動物の虐待や遺棄の防止、動物の適正な取扱、動物の健康や安全の保持)だけでなく、動物の管理に関する施策(動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止)を行うことで、人と動物の共生する社会の実現を目指しています。予算については、適正な内容となるよう努めます。
88	その地区で、監視する、収容から処分等に関する費用対効果を公表し、税金の中から支払われていることを周知する。	地域別の費用対効果を検証することは困難ですが、毎年度の予算資料については県ホームページで公表していますのでご確認ください。
89	災害時に犬と一緒にいることができる避難所の設置をお願いしたい。	災害時のペット同行避難の受入れについては、市町村や獣医師会などの関係団体と連携して環境整備に努めます。

90	以前、収容から3日以内の子猫を引き取ろうとしたところ、既に殺処分されていた。15年以上前のことだが、当時一週間程度は猶予があると聞いていたので酷くショックだった。今もそのようなスピードで処分されることがあるのであれば、もう少し猶予を持たせようお願ひしたい。	本県では、収容した動物について1週間の公示を行い、公示期間に飼い主からの申し出がない場合は、譲渡適性の有無を判断した上で、可能な限り新たな終生飼養者の募集を行っています。譲渡適性のある動物については、終生飼養者がみつかるまで譲渡の取り組みを行っており、現在は、期間を定めて殺処分することはありません。
91	処分数が減少しているとの事で、県民として嬉しく思った。	犬猫の致死処分頭数については、最終目標ゼロ(令和12年度目標)を目指します。
92	少しでも、殺処分される数が減って欲しい。	
93	本アンケート中で、基本指針では「(2)に属する個体の返還及び適正な譲渡促進を積極的に進め、令和12年度の致死処分頭数を平成30年度比50%減とすることが目標とされています。」と説明されています。 これを踏まえて、 1.問7の回答選択肢が全て「～ゼロに近づけることを目標とする」となっているのはなぜですか。ゼロに近づけることは理想ですが、現実的に考えて無理ではないですか。(助かる見込みがない個体に延命治療でもするのですか?)それゆえの対平成30年度比50%減(しかも(2)についてのみ)が目標なのではないのですか。 現実的ではない数値(選択肢)しか選択できないのはおかしいと考えます。しかも「回答必須」ですが。  2.同じく問7について、基本指針における致死処分頭数の3分類を説明されていますが、本県における3分類の内訳が示されていません。本県の内訳が示されていないのに(1)～(3)を判断するというのですか。現状が示されていないのであれば、ただの感情論ではないですか。	国の基本指針に示された致死処分頭数の目標値を踏まえた上で、本県における現状に即して、致死処分頭数の最終目標をゼロとすることを検討しています。 このたびの電子アンケートにおいては、致死処分ゼロの考え方について、基本指針における致死処分頭数の3分類のいずれのものをゼロとすべきかについて質問させていただきました。 【基本指針における致死処分頭数の3分類】 ①譲渡することが適切ではない(治療の見込みがない病気や攻撃性がある等)動物の処分 ②①以外の処分(譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難) ③引取り後の死亡  【本県における令和元年度の致死処分頭数内訳】 ①犬5頭、猫74頭 ②犬0頭、猫1頭 ③犬1頭、猫85頭
94	生計を共にしている、家族の中には、動物が嫌いな人もいます。その場合、適切にアドバイス、説明をしてもらえる、アドバイザー等の派遣などの施策が、あれば良いと思う。	今後の施策の参考にさせていただきます。
95	動物にやさしい県だというのは他県にも大きなアピールになるので取り組みを進めてほしい。	御意見ありがとうございます。引き続き、動物愛護管理施策を推進していきます。
96	動物愛護管理に従事する職員の数を増やしてほしい。	適正な人員配置に努めます。
97	動物愛護推進員とはどういう活動をされる方でしょうか。	動物愛護推進員とは、動物の愛護や正しい飼い方についての啓発や助言を行うなど、地域に根差した動物愛護活動を行う方のことです。本県では、今後、動物愛護推進員制度を創設し、地域における動物愛護活動の推進を図ります。
98	今般、米子保健所においては県民と動物課の間でトラブルが起きたり、県民への誤った指導が多いと聞く。早急に改善を求める。	県民やボランティアの皆様からの意見を真摯に受け止め、適切に対応するとともに、改善すべき事項については改善に取り組みます。
99	米子保健所とボランティア団体との間でトラブルになっているが、トラブルなく動物に対して愛情を持って対応してほしい。	
100	野鳥にえさを与える人を取り締まってほしい。	野生動物については、動物の愛護及び管理に関する法律の規制の対象外となっているため、県にいただいた意見として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律を所管する部署に伝えさせていただきます。